

第一節 古代国家と鈴鹿郡

第一項 地方行政の整備

伊勢国府の整備 伊勢国の国府は『倭名類聚抄』^{こくふ}によつて鈴鹿郡にあつたことが知られる。その所在地については、地名から鈴鹿市南西部の国府町一帯であつたという説と、古瓦の出土が知られた鈴鹿市広瀬町一帯の長者屋敷遺跡説^{ちやうじややしき}があつたが、少なくとも奈良時代の国府については長者屋敷遺跡であることが定説となつており、現在その中心部分は、「伊勢国庁跡」として国史跡に指定されている。ただし、奈良時代の最初からこの地にあつたのかどうかについては必ずしも明確ではなく、現在でも課題となつている。

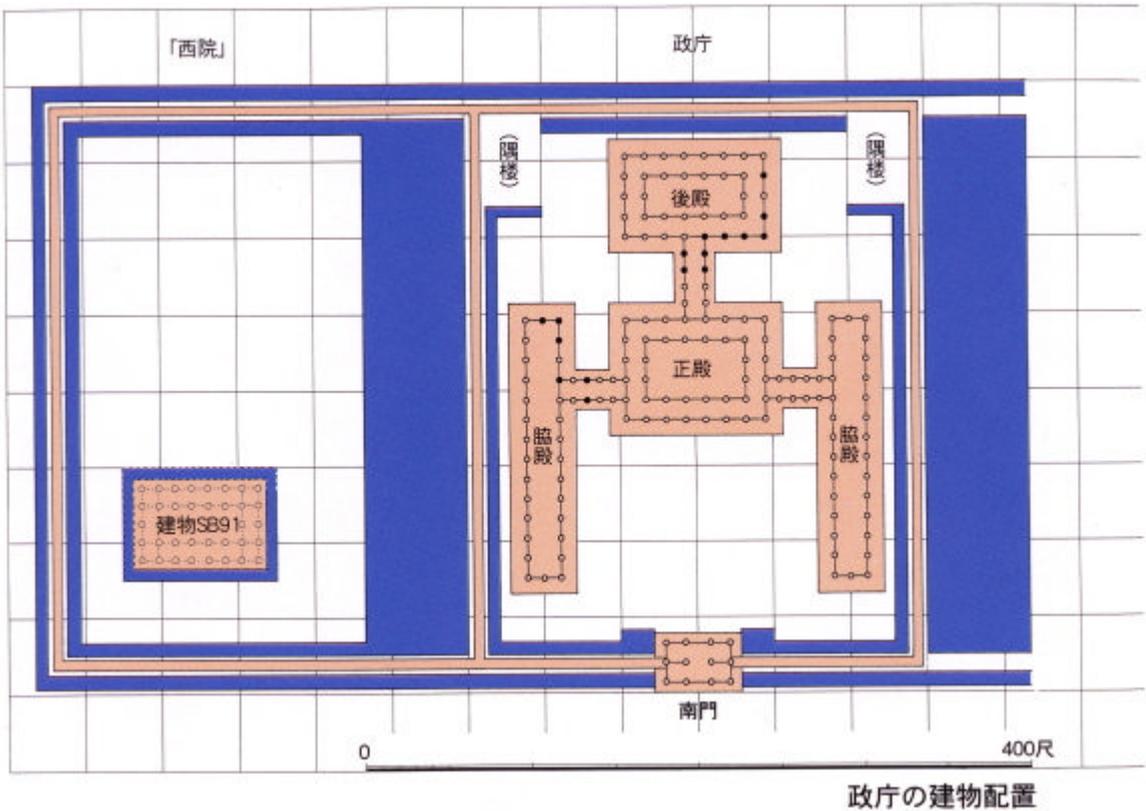


図36 伊勢国府復原模式図 『伊勢国府跡』鈴鹿市考古博物館より転載

その理由の一つが、大規模な基壇^{きだん}を伴う瓦葺建物から構成^{かわらぶき}される政庁^{せいちやう}域の建設時期である。

出土する瓦のS大半は重圈文軒^{じゆうけんもんのか}丸瓦^{まるがわら}であるが、同瓦の製作年代はどんなに早く見積もつても七二六年をさかのぼることはない。

『大宝律令』^{たいほうりつりやう}が制定されてから四半世紀以上経過した時期に難^{なに}波宮^{わのみや}（大阪市中央区）で初めて



写真64 長者屋敷遺跡（伊勢国府跡）の発掘調査
（能褒野町）

製作された瓦である。伊勢国府が、この時期以降に建て替えられたのか、或いは初期の国府がどこか別のところに所在するのか、まだまだこれから研究が必要になってくる。

国府の中核である政庁は、鈴鹿市広瀬町矢下地区にあり、東西六〇

〇m、南北八〇〇mに及ぶ遺跡の南端付近で確認された。政庁は中央政府から派遣された国司を中心に儀式や饗宴、政務の一部が行われていたところであり、伊勢国府の政庁は、正殿・後殿・脇殿・軒廊（屋根つきの渡り廊）などからなり、周囲には東西約八〇m・南北約一一〇mの築地塀がめぐらされていた。政庁の建物はすべて瓦葺礎石建物で、ほぼ正方位に揃えられて、柱間は一二尺〜一〇尺などの完数尺が用いられている。建物の配置や大きさは近江国庁（滋賀県大津市）に大変よく似ているとされる（図36・写真64）

軒瓦には重圏文軒丸瓦（写真65）や重廓文軒平瓦が主に用い

られ、平城宮のものと同じ型

で作られた唐草文軒平瓦（平城

宮6719型式）が出土してい

る。平城宮跡での研究の結果、

瓦の製作年代は、恭仁京遷都以

前の天平元年（七二九）から十

三年（七四一）頃のものと考え

られている。国府の成立は七〇

一年の大宝律令による国郡制の



写真65 伊勢国府跡出土重圏文軒丸瓦
鈴鹿市考古博物館提供

図38 四日市久留部遺跡（朝明郡正倉推定地）平面図

調査報告書より転載



留倍遺跡（四日市市大矢知町）第Ⅲ期遺構群（図38）、狐塚遺跡の一部を河曲郡正倉とできる遺構群、郷に係するものとして朝明郡の最西端から見付かった下江平遺跡（朝明郡菟野町）が朝明郡田光郷たびかの郷の関連遺跡（図39）ではないかと

する説がある程度である。この他、交通関係では鈴鹿関跡、朝明駅家うまやとされる久留倍遺跡の東向きの役所と見られる建物群、榎撫えなつ駅家ではないかとされる柚井ゆい遺跡（桑名市多度町）が発見されている。

亀山市域では鈴鹿関跡や鈴鹿駅家以外の官衙かんが的遺跡は見付かっておらず、市域に所在する可能性がある鈴鹿郡衙については未だに明確ではない。『関町史』は、六七二年の壬申の乱での大海人皇子を巡る記述から、鈴鹿関—鈴鹿駅家—鈴鹿郡衙の關係性の深さを指定するが、壬申の乱を巡る記事中の「国司」「関」「郡家」「駅家」などの記述をそのまま当時のものとして理解でき

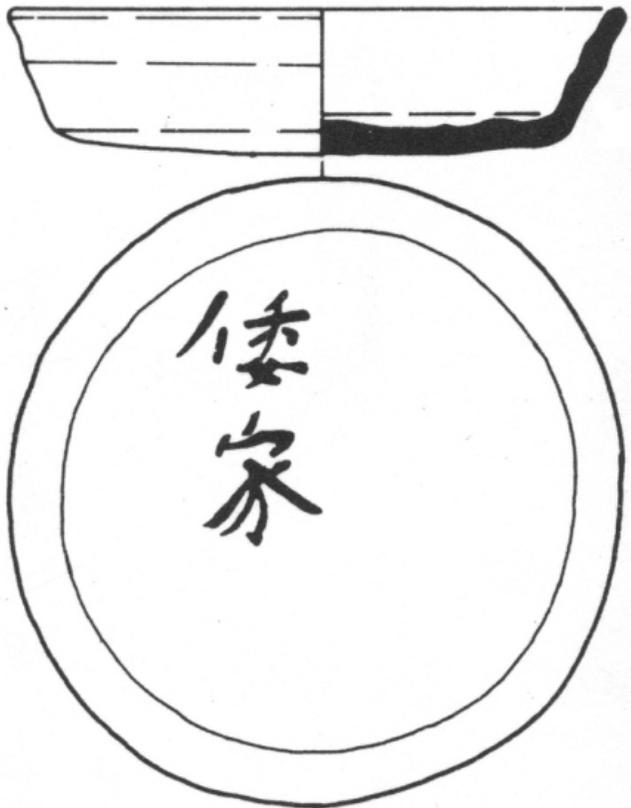


図39 菟野町下江平遺跡（田光郷推定地）出土「倭家」墨書土器実測図
発掘調査報告書（菟野町1988）より転載

るかどうかについては否定的であり、「鈴鹿郡家」の存在についても評価は難しい。そこで鈴鹿郡以外の

周辺部の遺跡から鈴鹿郡衙の基本構造について推定しておく。

写真66は朝明郡(評)衙の有力な比定地である西ヶ広遺跡の全景である。朝明郡衙の所在地と考えられる朝日丘陵には、中央に「Y」字形に谷が入り、その東に菟上遺跡、西に西ヶ広遺跡が展開している。前者が六世紀前半から八世紀後半までに一定のまとまりのある建物群を出し、やや古い施設群である。後者は八世紀を通じて大規模な掘立柱建物を設け、奈良時代の公的性格を帯びた施設群であるとされている。両遺跡の展開過程から判ることは、朝明郡においては朝日丘陵一帯が古墳時代後期以来一貫して地域の核になる場所であったということである。七世紀後半に急激に大規模化し、長大な建物や倉庫群を伴う施設をどう評価するかについては諸説あるが、これだけの規模の建物群を配置する七世紀後半段階の施設群は評衙及びその附属施設群をおいて他に類例をみない。発掘調査報告書(三重県埋蔵文化財センター二〇〇五)では、中心施設を圍繞する施設がないことを理由に政庁ではないとするが、久留倍遺跡同様、丘陵頂部にあって特に必要としなかったという理解もできる。4



写真66 四日市市西ヶ広遺跡(朝明郡衙推定地)
三重県埋蔵文化財センター提供

が磐城評衙から磐城郡衙へと連続的に変遷する福島県いわき市の根岸官衙遺跡ねぎしかんがと非常によく似ており、菟上遺跡・西ヶ広遺跡が朝明評の中枢部であったと評価しておきたい。八世紀に入り本格的な律令体制が始まると谷を隔てた西の西ヶ広遺跡に中心が移動し、この地を核にして朝明郡の統治が進むのである。

この時期に近接する朝明川を隔てた南の地に朝明駅家うまやが成立し、八世紀後半になると、朝日丘陵に収まりきらない正倉を補うために久留倍遺跡の地に別院ができるのであろう。この様な激しい公的機関の移動を余儀なくさせたのが久留倍遺跡の巨大な建物と広場からなる公的機関とみられる建物群である。それまでであった朝明駅家は当然どこかへ移動させねばならず、おそらく朝日丘陵上の西ヶ広遺跡の周辺部に移設されたのではなからうか。ところが公的機関とみられる建物群が短期間で撤去された直後に、規模を縮小して掘立柱建物群が形成される。郡衙に匹敵する大規模な建物群である。天皇の頓宿地とされたことにより、その威光を頼って郡の中心が移動した可能性も十分あろう。伊勢国では他に河曲郡衙及びその正倉跡と推定される狐塚遺跡があるが、当該遺跡では朝明郡ほどの激しい変遷を認めることはできない。天皇頓宿のなかった河曲郡との相違である。

なお、これ以外に朝明郡の西端に位置する下江平遺跡からは「五十戸□」「倭家」などと書かれた土器が出土している。当該地が同郡田光郷の推定地であることから郷の公的機関とする考え方が一般的である。当該地には、東海道と東山道を結び、近世に巡見街道と呼ばれる道路が認められる。その成立は遅くとも六世紀後半にあり、交通路確保を目指した王権が直接的に管理した施設（ミヤケ）の展開することが明らかになっていく。或いはこうしたミヤケの伝統を継承して「倭家」と表記し続けたのかも知れない。

亀山市域の大半を占める鈴鹿郡に関しては、上記の朝明郡で確認できる古代地方官衙の展開についてはほとんど判明していない。わずかに交通路に関する公的機関（鈴鹿関と鈴鹿駅家等）の所在が判明しているに過ぎない。しかし、三関を持つ郡として、その維持のために他郡以上に充実した機能が求められていたはずであり、いずれ確認される官衙群は朝明郡以上の構造と

規模を有しているものと予想できる。
地方寺院の成立 七世紀初頭頃急速な広まりを見せた全国的な造寺活動は八世紀に入ると急速に衰えていく。唯一、国家的規模で実施されたのが国分寺・国分尼寺の建立である。国分寺・国分尼寺建立の構想は聖武天皇によって天平十年頃から十二年頃までに形作られ、天平十三年（七四一）二月に詳細が決定、発布されたといわれている。基本的には各国府の周辺に建立されたが、伊勢国では鈴鹿郡に所在する国府の南東約七kmの河曲郡の地に建立された。国府所在郡と国分寺所在郡が異なる点は異例である（写真67）。詳細が定められたにも関わらず全国一斉に建立が開始されたわけではなく、天平十九年（七四七）を始め度々督促がなされ、特に在地の伝統的豪族の協力が強く求められた。

伊勢国分寺跡は、昭和六三年（一九八八）以来、鈴鹿市教育委員会・鈴鹿市考古博物館によって毎年発掘調査がなされ、現在判明している全体像は図40のとおりである。これによれば、伊勢国分寺の伽藍配置は、南門なんもん―中門ちゅうもん―金堂こんどう―講堂こうどう―僧房そうぼう―北門きたもんが南北一直線に並び、中門と金堂が回廊かいろうで結ばれている。

塔の位置は不明で、東部に二つの築地塀によって囲われた院が



写真67 伊勢国分寺跡 鈴鹿市考古博物館提供

存在する。南の区画は、布施院ふせいんや国師院等の説があるが定まらっていない。これら全体が、南門から延びた築地塀によって囲われている。瓦の製作技法を分析した村居喜道によると（村居二〇〇八）、若干の時期差が認められ、金堂、講堂、僧房などの中心施設が先行して建設され、中門、南門、回廊などがやや遅れるとい

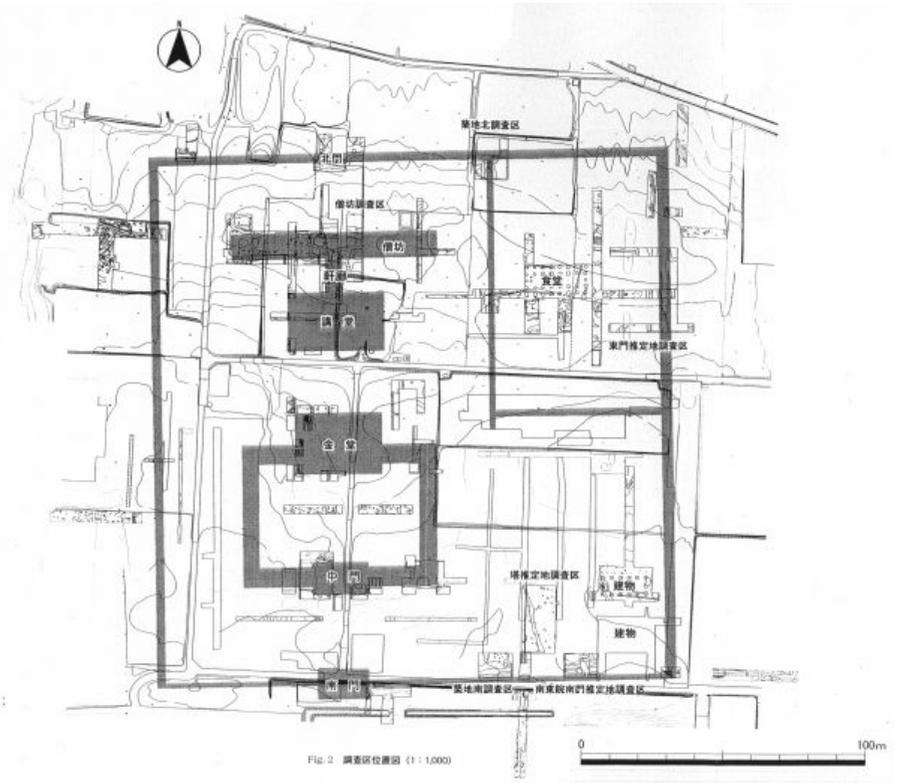


図40 伊勢国分寺模式図 伊勢国分寺跡5 2005 鈴鹿市考古博物館

う。
 国分尼寺は当初南
 東部の南浦(大鹿)
 廃寺とされていた
 が、調査の結果白鳳
 寺院と判明し、その
 北に所在する北院と
 仮称する施設が国分
 尼寺の有力な推定地
 となっている。

作技法や軒瓦文様の木型の傷(版傷)の進行の分析によると
 (村居二〇〇八)、国分寺、国分尼寺(北院)、国府政庁等の造
 営には、独自の造瓦体制が採られていたとする。国府や国分尼
 寺(北院)を担当した鈴鹿郡の関係者と、国分寺を担当した河曲
 郡郡の郡領氏族・大鹿氏による分担だとされる。全国の国分
 寺・国分尼寺の建立を督促するため、在地の伝統的勢力である
 郡司層に叙位をちらつかせて建立を促進させようとした王権の
 趣旨に応じてか、河曲郡の伝統的氏族である大鹿氏が国分寺建
 立に大きな役割を果たしたことが知られる。

伊勢神宮寺と北院 ところで、伊勢国内には八世紀後半にもう
 一つの造寺活動が認められる。

九世紀末頃に成立した『太神宮諸雑事記』によると、神護景雲
 元年(七六七)、逢鹿瀬の地にあった逢鹿瀬寺を伊勢太神宮寺と
 する旨記されている。逢鹿瀬寺は逢鹿瀬廃寺(多気郡多気町相
 鹿瀬)と推定され、宝亀年間(七七〇〜七八〇)には伊勢太神
 宮の圧力によって移転を余儀なくされ、四神田廃寺(多気郡多
 気町四神田)へと移されたといわれる。逢鹿瀬廃寺一帯からは、
 北院で使用される瓦が出土するというのである。

伊勢太神宮寺は称徳・道鏡王権が伊勢太神宮への干渉を強化

するために設けられた施設であり、王権の倒壊と共に神郡から排除された施設群である。その建立に北院の瓦が使用されている事実は、伊勢国府の建設・整備と、当時中央で権勢をふるった道鏡の王権の神宮政策が連動していたことを示す。全国的にも極めて異例な寺院建立の目的が、王権の宗教闘争である点は実に興味深い。(図41)

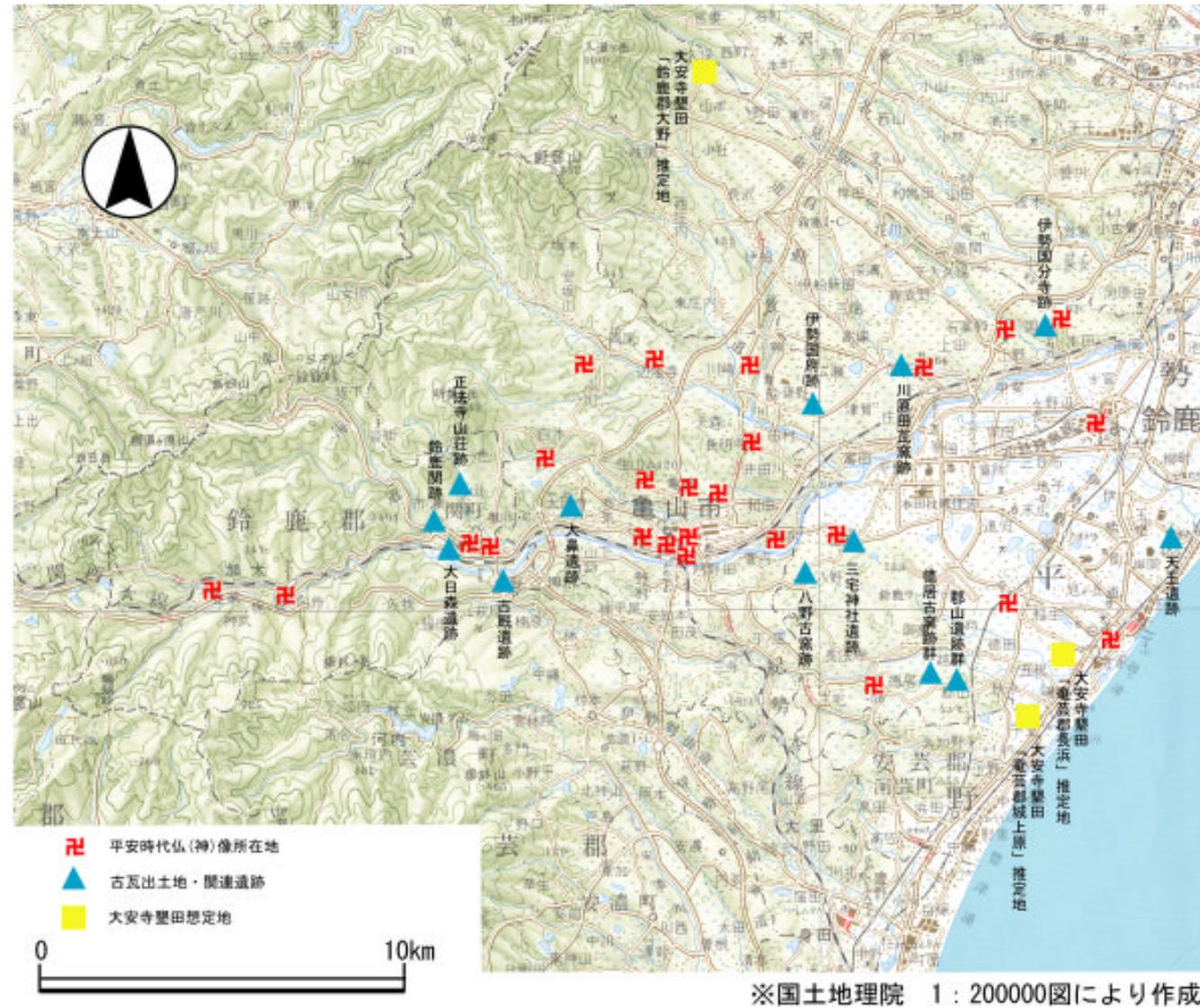


図41 鈴鹿郡域の古代寺院・関連遺跡分布図

第二項 古代王権と東海道

―伊勢国と東海道―

東海道の変遷 都が山背国やましろうのくにに遷うつる以前、七世紀後半から八世紀にかけての東海道の移り変わりについて概観しておこう。壬じん申紀しんきに、隱なほりのうまや駅家えきや（名張市箕曲中村付近）・伊賀駅家（伊賀市ふるこおり）（古郡）が（史13）、天武八年（六七九）八月己未つちのとひつじ条に迹見とみ駅家（桜井市外山とびの辺り）がみえている。天智朝てんち以前、飛鳥地域を起点にして、それぞれの駅家の比定地を通過し、加太越えで伊勢地域へと到るルートが整備されていたことが推量される。かような初期東海道は、伊勢地域から木曾三川（揖斐川・長良川・木曾川）を横切り、尾張・参河みかわなどを経て、東国へと続いていた可能性が強い。

天武十二年から十四年にかけて、諸国の国境を定める事業が展開され、それに伴い畿外きがい地域では道制どうせいが敷かれることになった。東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の七つの道には、複数の国が配属され、王権による地域支配の大枠が定められた。これ以降、臨時の使者の派遣や行政文書の伝達などは、主としてそれぞれの道を単位として実施された。よく知られるように、七道は、幹線道路をもとにして区分がなされている。東海道を抱える伊勢国はもちろん、東海道という行政区画のなかに組み込まれていた。

持統八年（六九四）十二月に、都が藤原の地に遷されても、伊勢国に到る東海道の経路は動かなかつたと目される。ところが、和銅三年（七一〇）三月、藤原京から北方の平城京へと遷都が断行されると、その変更がなされるに及んだ。翌年正月には、山背国相楽郡さがらかに岡田駅、伊賀国阿閉郡あへに新家駅にいのみが新設されている。東海道は、平城京から北へ、岡田駅の比定地である木津川市加茂町付近を経て、木津川・柘植川沿いに東進し、新家駅が所在した伊賀市東高倉の辺りから同市柘植町、加太越えを

通過して鈴鹿郡へと達するルートに改められたことが窺われる。天平宝字二年（七五八）十一月「伊賀国司解」によれば、東大寺が市原王から買い取った阿拝郡柘植郷に所在する田畠のすぐ南側を「馭道」が走っていたことが押さえられる（東南院文書。『大日本古文書』家わけ第十八ノ二）。この「馭道」は、先に触れた東海道の一部に相当しよう。ちなみに、長岡京の時代は判然としないものの、平安京の初期の頃には、東海道は、甲賀市甲賀町油日あぶらひから伊賀市柘植町に入り、加太越えをして鈴鹿郡へと到るルートが採られていたと推察される。延暦二十四年（八〇五）、伊豆国の掾である山田宿禰豊浜は公使の任に与り、伊勢国の榎撫・朝明の二馭えなつあさけおよび伊賀国を通過して、毒に犯されながらも何とか平安京に辿り着いている（『日本後紀』同年十一月壬申条）。豊浜は前述したルートを逆に進んだのだらう。伊勢齋王の群行を契機として、かかる経路が改められ、鈴鹿峠越えの道が東海道の一部となるのは、仁和二年（八八六）以降のことであった。

東海道の使用状況 右に述べたことを踏まえた上で、伊賀・伊勢国辺りにおける東海道の利用の実態について考察をめぐらしてみよう。取り上げるべきは、三点の史資料である。

まず、一点目は、『万葉集』卷第二十・四三七二番歌である。ひたち常陸国の人である倭文部可良麻呂が、天平勝宝七年（七五五）二月に、防人として西海道に向かう途次とじに詠んだ歌となる。その内容から、防人の任務に従う者たちは、常陸国の大目・息だいさかん長真人国嶋に率いられ、常陸国から足柄坂・不破関を經由して目的地へと進んだことが判明する。常陸国は東海道に属し、足柄坂がみえることから、先の人々は東海道を辿ったことが押さえられる。ところが、途中で東海道を外れ、東山道に入つて不破関を越えたことがくみ取られる。とりもなおさず、鈴鹿関經由のルートが採られなかったのである。

二つ目は、平城宮跡出土木簡である。個人的な事情により、

平城京から不破関を越えて故郷である甲斐国に往くことが記されている（『木簡研究』十）。通行証明書である過所かそに関係する木簡の可能性が存する。甲斐国は、東海道のうちに編成されている。それゆえに、平城京から山背国・伊賀国・伊勢国と東海道を辿って帰省しても一向に不自然ではない。にもかかわらず、このようなルートは用いられず、平城京から山背国を北上し、近江国・美濃国の不破関を通過する東山道が選択されたことが推量される。

三点目は、静岡県浜松市の伊場遺跡いばから検出された、過所に関連すると目される八世紀の木簡である。表面の記載から、遠江国とおとうみから美濃関（不破関）を越えて京（平城京か）へと向かったことが窺われる。裏面には、四つの駅家名が列挙されている。ただし、冒頭の駅家に関しては、上端が折れているため固有名を把握することは叶わない（『伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）』三十）。山豆奈駅家・鳥取駅家は、『延喜式』兵部省・諸国駅伝馬条および『和名類聚抄』高山寺本・卷第十にみえる参河（三河）国の山綱やまつな・鳥捕駅ととりに合致する。一方、宮地駅家みやじは、両書などには確認できないものの、参河国宝飯郡みやちには宮道郷が属することから、この辺りに設置されていたことが察せられる。このように参河国の駅家名が掲げられた理由としては、それらを経由して京へと上ったことが考えられよう。この木簡に関係する人物は、目的は定かではないものの、遠江国から東海道を辿って尾張国まで行き、そこから美濃国との国境を流れる墨俣河すのまた（岐阜県大垣市墨俣町墨俣付近）を渡って（『類聚三代格』卷第十六・承和二年（八三五）六月二十九日太政官符だいじょうかんぷなど）東山道へと入り、そのまま京へと進んだことが想定される。この場合もまた、尾張国から伊勢・伊賀両国を通過するルートが選ばれていないのである。

以上、三つの史資料から、都およびそれ以西の国と遠江国以東の東海道諸国との間を往来する際、鈴鹿関を通らず、不破関

を越えた場合が存したことを捉ええた。もつとも、藤原・平城京から尾張国以東の東海道諸国へ、または後者から前者へと赴く折、鈴鹿関を経由するルートもまた少なからず用いられたに相違ない。天平九年（七三七）以前に作成されたと推定される「伊勢国計会帳」から、太政官ならびに民部・兵部省符とそれにまつわる文書が、伊賀・伊勢・尾張の三国間で、遠江国の浮浪人の移送に係わる文書が、尾張・伊勢・伊賀の三国間で授受されたことが読み取れる（史79）。それら文書を携えた使者は、伊賀・伊勢両国における東海道を利用したのであった。しかし、そのような公使を除けば、それらの間を往還する場合、鈴鹿関を越える経路が避けられる傾向にあつたのではないかと思う。そのように推考する理由を、左に二点掲げる。

東海道が敬遠された理由 一つ目は、伊勢国と尾張国を行き来する際、木曾三川の河口部を横切るといふ交通上の障害が伴っていたことが挙げられる。その河口部を船で往来したことは、『日本後紀』弘仁三年（八一二）五月乙丑条および永延二年（九八八）十一月八日「尾張国郡司百姓等解」より推し量ることがができる。



写真68 多度山から望む木曾三川（桑名市多度町）

まず、前者を取り上げるに、伊勢国ではこの頃、新任の国司が赴任する時にのみ伝馬が用いられるだけで、殊に桑名郡の榎撫駅から尾張国の間にいたっては、水路となっている関係上、それが不要になっている。伝馬を飼養するだけでも民の負担となるので、伊勢国はその設け自体を停止するよう申請し、許可を得たという。『延喜式』兵部省・諸国駅伝馬条などによれば、尾張

国のうち都から最も近いところに馬津駅うまつが存していたことが認められ、榎撫・馬津両駅間の地形が問題視されたことが窺われる。榎撫駅は桑名市多度町戸津とづ付近、馬津駅は愛知県津島市辺りに比定され、それらの間の水路とはまさしく木曾三川の河口部を指そう(写真68)。馬で渡ることが不可能であった点に照らすに、かなりの水深であったことが察せられ、それゆえにそれらの間では船が利用されていたことが想定される。

次に、後者をみるに、この解文は尾張国の郡司・百姓などが国守・藤原朝臣元命ふじわらのあそんもとながの苛政を弾劾するために作成したものとなる。その一部の内容を簡単に説明すると、馬津の渡は東海道で一番の難所で、平安京へ上るまたはそこから下る官使が滞留してしまふ場所である。にもかかわらず、国守が多くの船を揃えるよう努めないが故に、郡司らが小船を漕いで官使を渡す羽目に陥っている状況に対し非難を浴びせかけている。馬津の渡は『赤染衛門集』一七六番歌・題詞などにもみえており、馬津あかぞめ えもんしゅう駅と一帯のものとして管理されていたと目される。木曾三川の河口部(「尾張国郡司百姓等解」では、「海路」と書き表されている)が取り上げられていることは、まず誤りあるまい。この史料から、尾張・伊勢両国間を船で行き来していたことが押さえられよう。留意すべきは、小船で官使を渡す場合、命が脅かされる可能性も存することが書き綴られている点だ。その航行は、危険と背中合わせであったことが察せられよう。

続いて、二つ目を述べるに、伊賀国では出入り両方ともに峠道を越える必要があった点は等閑視しえない。このことを認識する上で大いに参考になるかと思われるのが、津藩の歴史を叙述した『宗国史』そうこくし卷三・本譜ほんぶたいそこう太祖公における記事である。

慶長十三年(一六〇八)八月、伊賀・伊勢に転封された初代藩主・藤堂高虎は、伊賀を山路が険しくまさに自然の要害をなしている国であるとし、敵が襲来した場合、険しく狭い七路に五〇人の銃卒を率いた将官七人をそれぞれ配置すれば、防備は

万全であると説く。加えて、七路以外の間道に関しては、みな深い谷で便に欠けるとも指摘しており、これら記事から、周囲に山が広がる伊賀国の景観をありありと想い描くことができよう。七路のうち、安部田牛舌口（名張市安部田の辺り）と加太越えの入り口に位置する上柘植一屋口（伊賀市一ツ家付近）とをつないだ道が、飛鳥・藤原京時代の東海道、島原伊賀山口（同市島ヶ原の辺り）と上柘植一屋口とを結んだ道が、平城京時代の東海道におおよそ合致する。伊賀国を抜けるには、険しく狭い箇所を二度も通過しなければならなかったのだ。

かくして、伊賀・伊勢両国における東海道の利用が憚られた要因を論究した。木曾三川の河口部を船で渡るには、少なからず危険が伴い、且つかなりの時間を要したことが想定される。加えて、一〇世紀後半以前においても、渡船の不備により、足止めを喰らう状況が度々現出したことは十分に考えられよう。かような木曾三川にまつわる諸問題と、伊賀国における険阻な隘路あいろとが相俟って、その通行が敬遠されたのではないかと推断する。なお、以上に触れた東海道の様態とは異なり、山背国から近江国、現在の湖南・湖東地域を経て、美濃国の不破関に到る東山道は、起伏に富むところも少なく、比較的スムーズに行しえたのではないかと思料される。こうした点が当時の人々をして東山道を好んで選択させた所以となろう。

ちなみに、平安遷都以降もまた東海道の利用が避けられたことは、『類聚二代格』巻第十九・仁寿三年（八五三）四月二十六日太政官符など種々の史料から確認される。それに比し、東海道を通過したことを物語る史料は、『扶桑略記』康平六年（一〇六三）二月十六日条にみえる安倍貞任らの頸を献じる使者など（史299）、わずかに過ぎない。平安京の立地に鑑みると、尾

張国以東の東海道諸国との往来に関しては、不破関の故地を経るルートの方が距離が短く、時間の短縮を図りえたといえる。

また、東海道には木曾三川の水路に加え、嶮峻けんしゅんな鈴鹿峠を越

えるなど地形上の制約が伴っていた。それゆえに、公（官）使を除いた多くの人々により東山道が活用されたのは、もっぱら自然な事象であったといえよう。

―聖武天皇の関東行幸―

関東行幸の概観 天平十二年（七四〇）、西海道において藤原ひろつぐ
廣嗣の乱が継続している最中、聖武はなぜか平城宮から伊勢国へと旅立つ。以下に、その経過を概観する（史82）（図42）。

十月十九日、造伊勢国行宮司が任じられた。二十三日には、行幸の行列の指揮官として、塩焼王を御前長官、石川王を御後長官、藤原仲麻呂を前騎兵大將軍、紀朝臣麻路をあとのきひようだいしようぐん後騎兵大將軍に任じ、騎兵・東西史部・秦忌寸ら総勢四〇〇人を徴発した。そして、二十六日、聖武は広嗣討伐の大將軍たる大野朝臣東人に対し、「考えるとところがあつて、今月末にしばらく関東（鈴鹿関の東）に往こうと思う。そのようなことをする時でないのは十分わかつてはいるが、止めることができない。將軍はこれを知って驚き怪しむことがないように」という勅を發し、二十九日に伊勢国へと出立する。

同日に山辺郡竹谿村堀越（奈良市都祁友田町字堀越）、三十日に伊賀国名張郡、十一月一日に伊賀郡安部頓宮（伊賀市阿保字上ノ代の辺り）に宿し、二日には伊勢国志志郡河口頓宮（関宮。津市白山町川口付近）に到った。一〇カ日の滞在中、三日



図42 聖武天皇の関東行幸経路

には、大井王らを派遣して幣帛を伊勢大神宮に奉った。同日、大野東人より先月二十三日藤原廣嗣を捕獲した旨が伝えられる。法に基づい

て処刑し、その後には報告するよう命じた聖武は、安心したのであろう、四日に和遅野わちの（同市白山町二本木付近）で遊猟し、伊勢国の今年の租を免じている。実際、広嗣・綱手つなての兄弟は十一月一日に肥前国松浦郡まつらで斬られており、聖武は五日付の東人の奏状でそれを知ることになる。

十二日に河口を発ち、壱志郡を経て、十四日には鈴鹿郡赤坂頓宮に達する。九日間の滞在中、二十一日には陪従べいじゆうの文武官および騎兵などに位階が授けられ、二十二日には五位以上におよびあしぎぬ絶あしぎぬが与えられた。二十三日に朝明郡あさけ、二十五日に桑名郡石占いしうら（桑名市多度町戸津とづの辺りか）、二十六日に美濃国当伎郡たぎを経て、十二月一日には不破郡不破頓宮（不破郡垂井町宮代の辺りか）に到る。赤坂頓宮より先の伊勢国内では、東海道が利用されたことだろう。二日に宮処寺みやこでら・曳常泉ひきつねのいずみへと行幸した後、四日には騎兵司を解いて平城京へと帰らせた。同日、聖武は国城を巡覧する。国城は不破関を指すとの所説も存するが（野村忠夫「律令三関の称呼をめぐって」）、美濃国府こくふを意味する可能性も残る。六日に近江国坂田郡横川よかわ（米原市醒井さめが付近か）へと達すると、右大臣・橘諸兄たちばなのもろえを先発させ、遷都のために山背国相楽郡さがらか恭仁郷くいに（木津川市加茂町例幣れいへい一带）の地を整備させた。以降、七日に犬上、九日に蒲生郡、十日に野洲、十一日に志賀郡禾津あわづ（大津市膳所ぜんせ付近）、十四日に相楽郡玉井（綴喜郡井手町井手小字玉ノ井の辺り）に宿し、十五日には恭仁宮へと到着する。聖武が再び平城宮へと戻ったのは、天平十七年（七四五）五月のことであった。恭仁・難波・紫香楽しがらきなど都を転々とする彷徨の時代の幕が切って落とされたのだ。

聖武が行幸を実施したのは、藤原広嗣に呼应して平城京でも反乱が勃発することを恐れ、一時的に退避するためであったとする意見が提出されている（岸俊男『藤原仲麻呂』など）。近年では、伊勢大神宮への奉幣を目的に、もう少し早い時期に行幸が計画されていたものの、戦乱の故に延期され、その終焉が

予想しうる段階で遂行されるに至ったとする推論が認められる（渡辺晃宏『平城京と木簡の世紀』）。『万葉集』巻第六・一〇二九〜三六番歌は、関東行幸に際して詠まれた和歌となる。一〇二九番の題詞には、「大宰少弐藤原朝臣広嗣が謀反せむとしていくさたち発軍するに依りて、伊勢国にいでま幸せる時」とあつて、これによれば、広嗣の乱の影響を受けて伊勢行幸が決行されたことになる。しかし、この題詞は後世に造作された可能性が強く、その動機を適確に把握しえているかどうかすこぶる心許ない。聖武の簡単な勅から、その心情を余すことなく読み取することは容易でなく、ひいては行幸の要因を究明することは困難を極めるといえよう。

赤坂頓宮に関する諸説 鈴鹿郡に営まれた赤坂頓宮の所在地について考察を加えよう。それを比定するには、地名である赤坂の位置を追究していくことが肝要となる。先学もまた、赤坂という地名を手掛かりに、その所在地にまつわる思案をめぐらせている。

『さんごくち三国地志』巻之二十七では、「あんずるに按、関市中瑞光禅寺の後園にあり。字赤坂又御所と云」とみえる。とうどうもととし藤堂元甫に請われて同書の編纂に従事したかようよしふる萱生由章による「すずかふ鈴鹿賦」にも、このことが詠われている。また、『せいようごれいいきよう勢陽五鈴遺響』鈴鹿郡巻之三でも、

「瑞光寺ノ後ニ小字赤坂ト云処アリ。鈴鹿赤坂頓宮ト称ス遺跡ナリ」と記されている。三書では、関町木崎の瑞光寺の後園ないしは後ろに存する小字・赤坂に赤坂頓宮址を求めている。後園は家の後ろの庭園という意味を有するから、瑞光寺の北側の辺りを指していると思われる。『三国地志』などによれば、赤坂はまた御所とも呼ばれているとし、先の解釈を導き出す上で、この点も大いに参考とされたであろう。時代が下って、『伊勢名勝志』では、「木崎村字内山ニ在リ。今、耕地タリ」と述べられている。現在、関町木崎小字北野のまるやま公園内に、昭和八年（一九三三）三月に三重県によって設けられた「赤坂頓

宮趾」の石碑が立っている（写真69）。この場所が瑞光寺の北方に位置していることに鑑み^{かんが}ると、建碑にあたり『二国地志』などの記載を参考した可能性は強いと目される。

山田木水著『亀山地方郷土史』第一卷（一九七〇年、初刊一九六〇年）では、関町木崎内山にあるとし、「この地小字を赤坂と称し地積一反六畝^{せぶ}歩関町の共同墓地となっていて、土俗^{どぞく}之を赤坂三昧と呼んでいた」と綴っている。加えて、「赤坂頓宮趾」の記念碑がこの地の丘陵中腹に建てられたと述べているので、現在のまるやま公園付近に赤坂頓宮跡を比定していることが押さえられる。『鈴鹿関町史』上巻（一九七七年）でも、同様の解釈が採られており、頓宮が営まれた結果、内山という地名が生じたと説かれている。

ところが、近年では、鈴鹿市国府町^{こふう}の小字・赤坂（写真70）も注目されており（『角川日本地名大辞典 二四 三重県』一九八三年、岡田登「伊勢大鹿氏について（下）」）、同町の三宅



写真70 鈴鹿市国府町赤坂付近

神社遺跡から八世紀前半の大型の井戸が検出された点などを踏まえ、その付近に頓宮が設営される条件は十分



写真69 赤坂頓宮址碑（関町木崎）

に整えられていたとされる（『暫ク関東二往カントス』）。

如上の諸説の問題点を述べると、それら赤坂がどれくらい古くに遡る地名なのか定かでない点は無視しえまい。関町木崎の赤坂も、確認できるのは『三国地志』などが著された江戸時代中期のことで、その成立は比較的新しかった可能性も捨て切れない。ちなみに、亀山市域では現在、住山町・三寺町・川崎町・辺法寺町に赤坂・西赤坂なる字名が認められる。赤坂は、赤土が露出している坂道に由来すると察せられる。これらもまた、その成立時期がいつなのかはつきりせず、赤坂頓宮跡の候補として注目するのは早計となろう。また、『三国地志』などでは、赤坂が御所とも呼ばれていた点、『鈴鹿関町史』では、内山の内に意を注ぐことで、天皇との関係を見出そうとしている。だが、両者をそう捉えるには明証に欠ける憾みがある。赤坂頓宮の比定をめぐっては、できる限り古い史料から赤坂を抽出し、その上でその辺りが頓宮の設営地として相応しい条件を備えているかどうか種々の観点から掘り下げていく必要があるだろう。

赤坂頓宮の所在試案

取り上げるべきは、石上寺文書のうち

の一点、正元元年
（一二五九）六月
日「某寄進状」

なにがしきしんじょう

である（写真71）（史497）。石上寺新熊野いまくまの権現ごんげんに不断御燈油ふだんごとうゆばた畠（燈明を燃やし続けるための油料を得る畠）ならびに荒野などを寄進する内容のもので、その四至表示ししひしから、石上寺周辺のかな

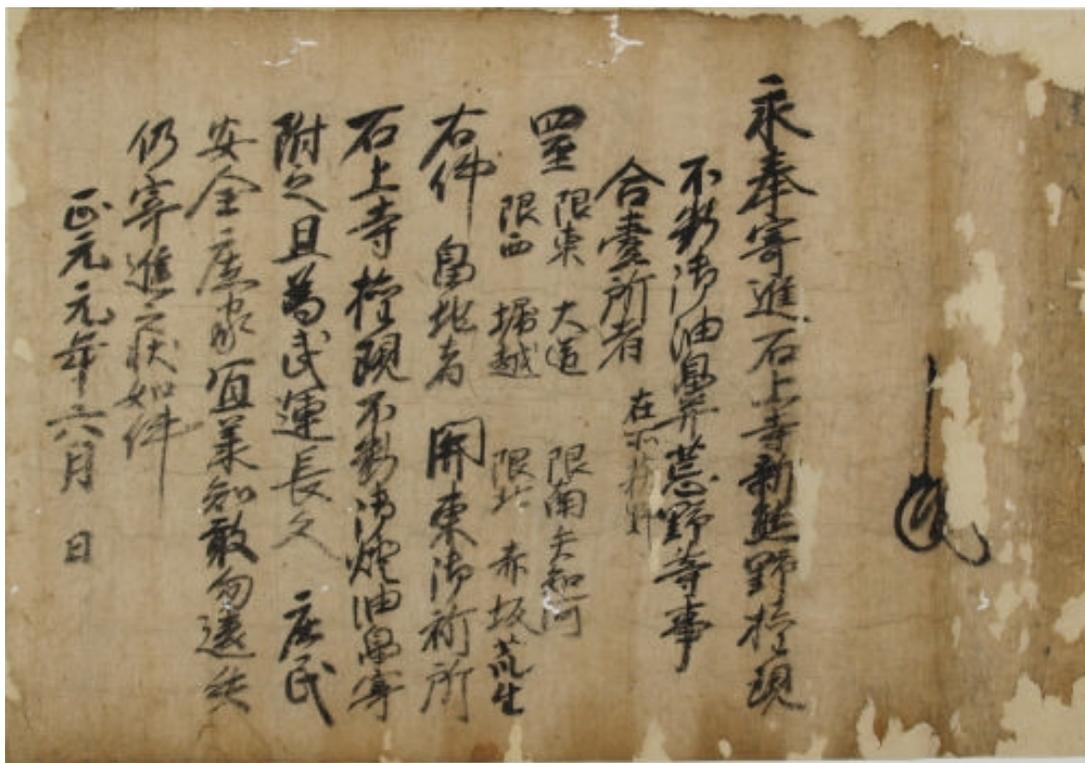


写真71 正元元年（1259）6月日「某寄進状」
（亀山市歴史博物館寄託文書 石上寺所蔵）

り広い地域が某より施入されたことが知られる。注目すべきは、北限の「赤坂苳生」である。亀山市川合町の東野公園の北西、椋川を挟んだ対岸に小字・瓜生うりゆうが存し、苳生はこれに合致しよう。よって、「赤坂苳生」は赤坂・苳生と解するのが穏当となる。小字・瓜生の北々北東にかけては丘陵が広がり、亀山市みずほ台・みどり町が位置する。赤坂はこの丘陵を登る坂道に因み、みずほ台・みどり町の辺りにかつて存在していた地名と推量される。鎌倉時代中期に遡る鈴鹿郡内の古い地名であり、赤坂頓宮の所在地を探る上で看過することは許されまい。そこで、亀山市みずほ台・みどり町の辺りが、赤坂頓宮の所在地として適当かどうか、様々な視点から検討を加えてみよう（図43）。

まずは、伊勢国府に眼を向ける。平安時代には鈴鹿市国府町付近に営まれていたと推測されている伊勢国府は、近年の発掘調査によって、奈良時代後半には鈴鹿市広瀬町・亀山市能褒野町の辺り（長者屋敷遺跡）に所在していたことが明らかになった。関東行幸の折には、みずほ台・みどり町の丘陵に程近い長

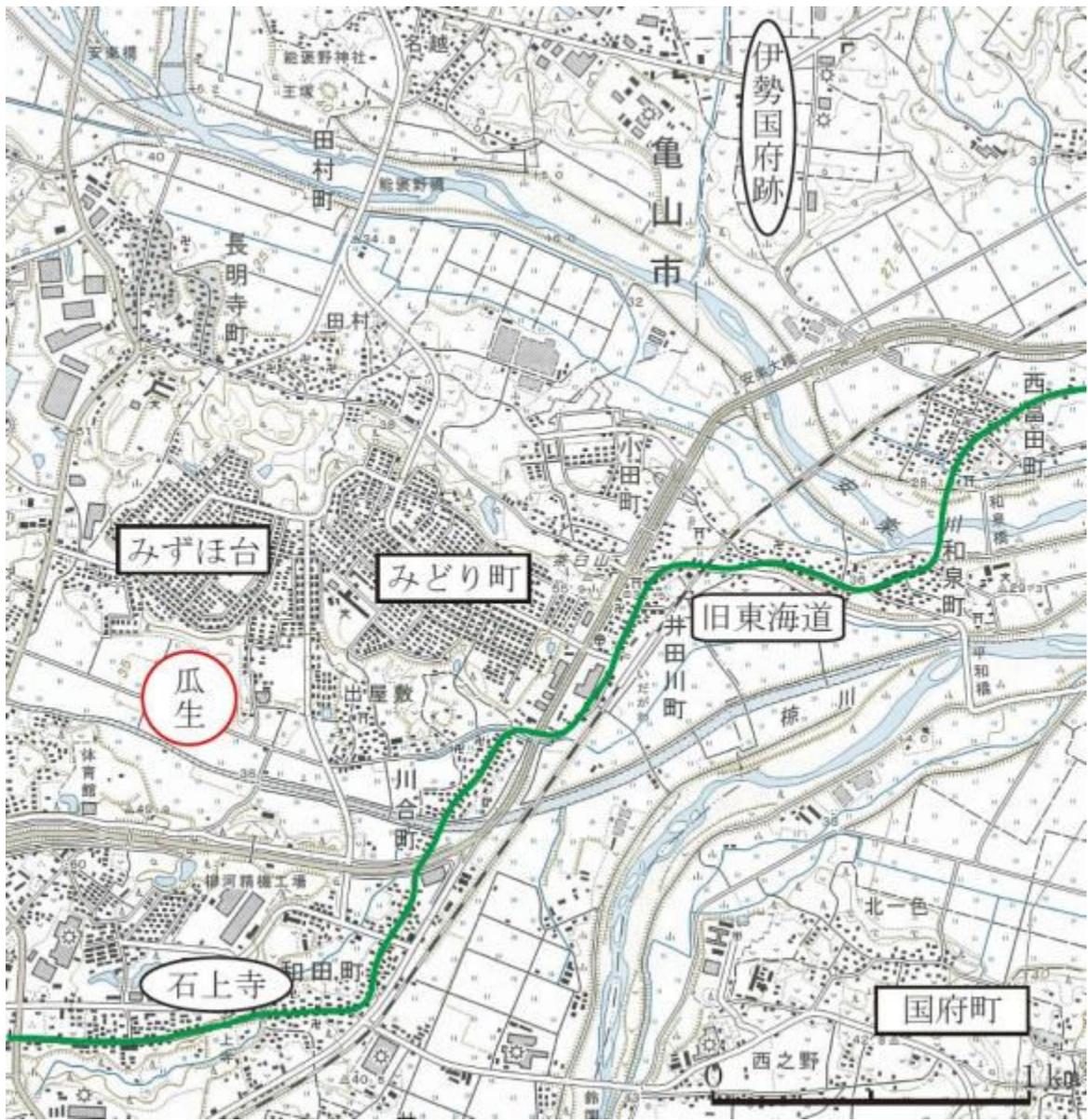


図43 小字・瓜生周辺

者屋敷遺跡の地に、地域支配の拠点たる国府が営まれていた蓋然性が高いことになる。

続いて、東海道を取り上げる。「某寄進状」から、石上寺新熊野権現に寄進された所領の東限が大道、すなわち東海道であったことがわかる。みずほ台・みどり町の丘陵のすぐ東側を旧東海道が走っており、かかるルートが古代にまで遡及するかが問題となろう。最近の発掘調査の結果、鈴鹿関は関町新所付近に設営されていたことが事実となり、八世紀の東海道は鈴鹿川北岸に敷かれていたことが捉えられるようになった。ゆえに、奈良時代でも丘陵の東裾部分を東海道が通過していたはずで、そこは交通の便に恵まれた場所であったことが窺われよう。

最後に、行幸に随従した人々の数、および頓宮の規模について着目する。前述したように、行幸の行列の指揮官として塩焼王ら四人が任命され、加えて騎兵など四〇〇人が召集されている。また、赤坂頓宮における叙位の記事では、先の四名を含む五一人の名前が掲げられている。さらに、『万葉集』から、大伴家持・丹比真人屋主・大伴宿禰東人の従駕が認められ、つまるところ、総勢は五〇〇人を上回っていたことが推断される。頓宮近辺には、かような人々が宿泊する施設もまた設営されたことは明らかである。伊勢国の頓宮に関しては、造行宮司が臨時に組織されており、新たに建造された、既存の公的施設を修繕・移築した、ないしは両者を取り混ぜた場合が考えられる。赤坂頓宮には割合に長く止宿しており、陪従の者が宿泊する建物も含め設備がかなり充実していたことが察せられる。行幸の行列の規模に照らすと、多くの施設が用意されたはずで、必ずや広い敷地が必要となったに違いない。みずほ台・みどり町の丘陵はかなりのスペースを有し、頓宮およびその関連施設を営むのに十分であったことが想定される。

かくして、亀山市みずほ台・みどり町の辺りに赤坂頓宮を比定しても決して不自然ではないことを確認した。従前の諸説が

問題を抱えている以上、かかる見解が成立する余地は多分に残されているといえる。残念ながら、この一帯の本格的な発掘調査はほとんど実施されておらず、その成果と突き合わせて検討することは叶わない。文献史料からのアプローチは、その乏しさの故におの自ずと限界が存し、考古学の成果に少なからず頼らざるをえない。ここに臆見を提出することで、この辺りの調査に対する関心が少しでも高まれば、喜びこれにまさるものはない。

第三項 遺跡から見た古代東海道

東海道の変遷と駅家 伊勢国内には駅路(官道)としての東海道が、鈴鹿関・鈴鹿駅家を通過した後東進し、北伊勢を縦・横断して揖斐・長良の三川を横切り尾張国へ至るコースとして設定されていた。東海道には鈴鹿駅家(二〇)―河曲駅家(一〇)―朝明駅家(二〇)―榎撫駅家(一〇)が置かれ、『延喜式』によればそれぞれ駅馬が配置されていた。※()が馬数 さらに、鈴鹿関・鈴鹿駅家以南に東海道志摩支路が設けられ、鈴鹿駅家から伊勢国南部を通過して、市村駅家(八)―飯高駅家(八)―度会駅家(八)―鴨部駅家(四)―磯部駅家(四)を経て志摩国府へ至っていた。(図44)

こうした東海道の成立過程を示す遺跡が、伊賀―伊勢の境界域に所在する古墳時代前期の祭祀遺跡である新道岩陰遺跡(関町新所)であり、ルート上の伊賀側の



写図44 伊勢国駅路の復原



写真72 鈴鹿駅家推定地周辺航空写真

起点に位置する奥弁天四号墳（伊賀市壬生野）やルート中間点の笹ヶ平古墳（関町金場・考古編第六章参照）であった。これら遺跡の発見によって、遅くとも四世紀以降、伊賀―伊勢の奈良時代の東海道相当道路、近江―伊勢の平安時代東海道相当道路が形成されていたことを知ることができた。こうした道路を「原東海道」と呼ぶことにすると、壬申の乱での大海人皇子の行軍ルートはまさに原東海道の伊賀―伊勢ルートを進んだことになる。また、同乱において大津皇子がおおつのおうじ大津近江朝廷から逃れて鈴鹿へ至った道は、原東海道の近江―伊勢ルートをとった可能性が高いのである。七世紀後半までには、ほぼ後の東海道に相当する道ができあがっていたとみることができる。こうした経緯を経て『大宝律令』が制定されると、両ルートの結節点に鈴鹿関が設置される。と同時に鈴鹿駅家が置かれたと推定できるが、その場所については地名や採集遺物などから関町古厩付近が有力視されている（写真72）。ただし、あくまで地名によるものであり、この地が確実に鈴鹿駅家であるとはいきれない。特に推定地が鈴鹿川の南岸に位置する点に問題が残る。鈴鹿駅に配置された駅馬は二〇疋で、他の駅家の倍置かれていた。その目的が東海道本道用の十疋と志摩支路用の十疋と解釈すれば、鈴鹿駅家が鈴鹿川の南岸と北岸の二箇所を設置されていた



図45 久留部遺跡（朝明駅家推定地）平面図

可能性も生ずる。北岸の鈴鹿駅家の位置を現状では明示し得ないが、鈴鹿関小関の推定地である、現在の関神社南部で、古厩地名の遺称地と鈴鹿川を挟んで対峙する位置にでもあったのではなかろうか。

り、久留部遺跡第一期建物群が相当し、「コ」字形の建物配置を採ることが判明している（図45）。また、榎撫^{えなつ}駅家については



写真73 桑名市榎井遺跡（榎撫駅家推定地）

その構造の詳細は不明だが、東海道と木曾三川渡航地点、不破関との間をつなぐ陸上交通路の三機能^{えなつ}が集中する位置にあることが確實となった。古代の駅家は機械的に三十里毎に配置されたのではなく、多様な交通網の集まる地点に置かれたのであった（写真73）。

榎撫・朝明駅家事件と阿須波道の開削

延暦二十四年（八〇五）十一月壬申（十三日）条には大変珍しい殺人事件の記録が残されている。往時の東海道を様々な人々が通

過していたことを知る貴重な記録なので少し紹介しておこう。

「壬申。先是伊豆国掾正六位上山田宿祢豊濱奉使入京。至伊勢国榎撫朝明二駅之間。就村求湯。有人与之。更復煖酒相飲。其後嘔吐。至伊賀国堺。豊濱從者死。豊濱情知毒酒。勤加療治。至京遂死。遣使左兵衛少志從六位下紀朝臣濱公勘之。无得。」

平安時代の初め、伊豆国から都(平安京)へ登るために從者を引き連れてやってきた山田豊浜という人物が、東海道を伊豆国↓駿河国↓三河国↓尾張国と西進して、尾張国馬津駅うまづ家(愛知県津島市)から木曾三川を渡航して榎撫駅へ渡り、次の朝明駅へ向かう途中の村で湯を求めたところ、人がいてこれを与えてくれた。さらにあたためざけ煖酒を進められたのでこれを飲んだ。ところが村を出て先へ進む内に吐き気がして吐いてしまった。伊賀国との境(鈴鹿関辺り)で從者の一人が死亡し、呑んだのが毒の酒であったことを知る。途中豊浜自身も治療を加えたが、とうとう京に着いたときに死んでしまった。その後、京から警察担当の左兵衛府さひょうえふの役人紀浜公きのはまきみが調査に当たったが犯人を捕まえることはできなかつたという事件である。

この記事によって、伊勢国に関する二つの事項を知ることができる。第一は八〇五年という都が平安京に遷されてすぐの頃



写真74 「阿須波道」周辺の地形

に、東海道が伊賀国境近くを通過していたことである。「伊賀国堺」が具体的にどこなのかは不明だが、①大山越えで伊賀国柘植(伊賀市柘植)から北上して草津を経て京に向かうコー



写真75 現在の片山神社

ス、②鈴鹿峠から甲賀(滋賀県甲賀市)を経て京へ向かうコースの二候補がある(写真74)。①は壬申の乱に際し高市皇子たけちのおうじがおおつのみや大津宮から脱出してきた道であり、②は、同じく乱に際し大津皇子が脱出してきたルートである。山田豊浜が病身を押して進むにはどちらも難所ではあるが、「国堺」を経

て京に向かうという表現からは①では伊賀国を経てとなり、当時国境には集落らしき遺跡が認められないところから、②のコースで延暦八年(七八九)廃止された鈴鹿関付近で従者が死亡し、鈴鹿峠越えで京に向かったとする方が理解しやすい。(写真75) 第二は、当時榎撫駅と朝明駅の間集落が展開して、酒食を与えるほどの人々がいたということである。この間の東海道はそれなりの賑わいを見せていたことになる。鈴鹿峠越えの東海道の開通は、阿須波道あすはみちとして改作された仁和二(八八六)年以降とされがちであるが、こうした史料からそれ以前から使用されていた可能性は十分あるとわかる。